

# 社会福祉法人愛隣園

## 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を図るため次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

2025（R7）年4月1日～2027（R9）年3月31日

### 2. 目標と取り組み内容・実施期間

- ① 労働時間について、時間外労働（残業時間）の前年度10%削減をめざす。
- ② 男性の育児休業等の取得率を10%以上にする。

### 3. 実施時期・取り組み内容

2025年4月～ ①時間外労働時間数の把握と削減活動

②男性の育児休業等の取得状況の把握と普及活動

2026年4月～ ①②状況報告

2026年10月～ 時間外労働時間削減の取り組み